

丸粒とうもろこしの関税割当制度 を活用しよう！

自家配に輸入丸粒とうもろこしはいかが？

丸粒とうもろこしの関税割当制度をご存じですか？



- 丸粒とうもろこし（自家配合飼料原料）を関税無税で輸入できる制度です。
- 安価に飼料原料が入手可能です。
- 畜種や生育ステージに合わせた独自の配合設計ができます。
- 制度利用の条件として、粉碎機等の加工施設を有する者としていますが、税関長の確認を受ければ、共同利用施設で使用することもできます。
- 関税割当を受けるには、農林水産省に申請を行い、関税無税で輸入できる数量の割当てを受けることが必要です（詳しくは下記URLを参照）。

利用のポイント

○申請

申請者の多くは、自家配合飼料を利用する畜産農家や酪農組合等です。申請書類の準備や通関手続き等は本人ではなく輸入を代行する業者等に委託することもできます。

○報告義務

関税割当を受けた方には、輸入通関数量、使用数量等を農林水産省に報告（毎月）していただきます。

○飼料目的以外での使用の禁止

丸粒とうもろこしの飼料目的以外での使用を防止するため、利用者はサイロからの出荷時（原則毎回）、農場への搬送時（不定期）に引き渡し及び運送に関する証明をすることとなっています。

利用者の現況 《利用者数と使用数量（H28年度）》



乳牛・肉牛生産者
利用者数 51者
使用数量 約3万ト



養豚生産者
利用者数 82者
使用数量 約19万ト



養鶏生産者
利用者数 22者
利用数量 約2万ト

申請手続き等

申請時期 平成30年4月2日(月)～同年4月10日(火)（※ 割当数量枠に残がある場合は追加申請できます。）
申請者の資格 畜産経営者だけでなく、畜産経営者に販売する者も申請することができます。
申請書類 関税割当申請書、登記事項証明書（個人の場合は住民票）、誓約書、使用計画数量 等。

※ 詳細な申請手続き等については、平成30年3月9日付けで農林水産省HPに掲載している「平成30年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて」をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/02/attach/pdf/h300309-5.pdf

問い合わせ先

農林水産省 生産局 畜産部 飼料課 流通飼料対策室 需給対策第1班

TEL 03-3502-8111（内線4915） 03-3591-6745（直通） FAX 03-3502-8294

申請手続について

1. 申請期間・場所(受付)・方法

- ・期間：平成30年4月2日(月)～同年4月10日(火) (※ 残枠がある場合は追加申請可)
- ・受付時間：午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
- ・受付：農林水産省生産局畜産部飼料課流通飼料対策室
- ・方法：申請に必要な書類及び資料を添付の上、上記受付に提出(持ち込み)
(持ち込みが困難な場合は、下記宛て郵送)
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省生産局畜産部飼料課流通飼料対策室 需給対策第1班

2. 申請者の資格

- (1) 畜産経営者であって、自家配合飼料を使用する一定の設備を有するもの (※ 施設は共同利用でも可)
- (2) 飼料販売業者(※ 割当を受けた丸粒とうもろこしを飼料として自ら使用する畜産経営者に直接販売する者)

3. 申請に必要な書類及び資料

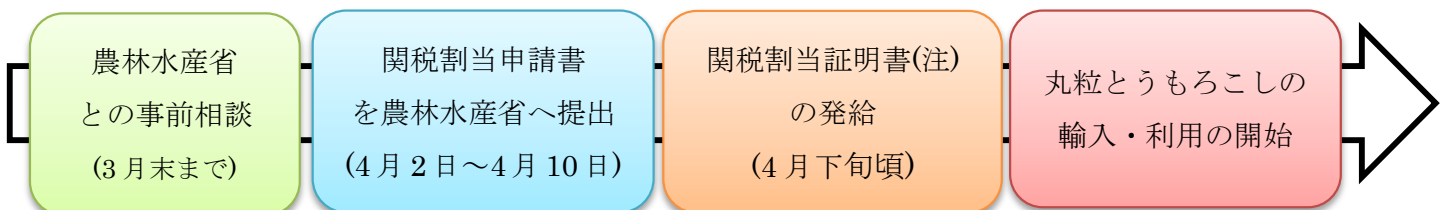
- ・申請手続に当たっては、以下の資料が必要となります。
 - ・関税割当申請書
 - ・申請者自身に関する資料(個人の場合・住民票/団体の場合・登記事項証明書等)
 - ・とうもろこしの使用(販売・在庫)実績数量等に関する資料
 - ・加工関連設備に関する書類及び資料
 - ・その他制度の利用にあたって必要な各種誓約書
 - ・税関長による施設の確認に関する書類(共同施設を利用する場合のみ) 等

※ 申請に必要な書類及び資料に関する詳細は下記の農水省 HP をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/02/attach/pdf/h300309-5.pdf

(※申請書類等につき担当者へ電話・mail 等で直接お問い合わせ頂くことも可能です。)

4. 手続・制度利用の流れ



(注)：関税割当証明書は、不要になった時や通関期限が過ぎた時(平成31年4月)は、速やかに返却して頂く必要があります。

5. 証明書発給後に必要な手続

- ・飼料に使用したことを確認するために、輸入後は以下のような手続きが必要です。
(詳しくは、上記1. までお問い合わせ下さい。)

- ① 毎月の報告：とうもろこしの月別使用量/販売実績について
- ② 適正な引渡し及び運送に関する証明実施(※ 第三者に委託することもできます。)